

特別養護老人ホーム健老園

重要事項説明書

(岡山県指定事業所番号 岡山市3370106191号)

指定介護老人福祉施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります（要介護認定をまだ受けていない方、要支援認定、要介護1、2の方についても「要介護3～5」に該当する見込みのある方の入所は可能です。但し、この条件に該当しない場合には入所不可となることもあります。要介護認定が非該当となった場合には全額実費となる可能性があります）

目次

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	2
5. 提供するサービスと利用料金	3
6. 施設を退所いただく場合	7
7. 身元引受人等について	10
8. 苦情の受付について	10
〈重要事項説明書付属文書〉	12

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 健老会 |
| (2) 法人所在地 | 岡山県岡山市南区古新田1351番地3 |
| (3) 電話番号 | 086-282-8566 |
| (4) 代表名氏名 | 理事長 八木 敏子 |
| (5) 設立年月日 | 昭和59年10月23日 |

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- | | |
|------------|--------------------|
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 健老園 |
| (4) 施設の所在地 | 岡山県岡山市南区古新田1351番地3 |
| (5) 電話番号 | 086-282-8566 |
| (6) 施設長氏名 | 八木 基 |
| (7) 運営方針 | |

当施設は、ご利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご利用者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援する。

当施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

- | | |
|-----------|-----------|
| (8) 開設年月日 | 平成16年6月1日 |
| (9) 利用定員 | 50人 |

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	50室	ユニット型個室
合 計	50室	
共有生活空間	6スペース	
浴 室	3室	一般浴2室・特殊浴槽1室
医 務 室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

〈居室の変更〉

(1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご本人やご家族等と協議の上で決定するものとします。また居室によっては、トイレの設置されていない部屋もあります。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	員数	業務内容
施設長	1名	施設の統括
医 師	1名(非常勤)	入居者の健康管理及び療養上の指導
看護職員	2名以上	入居者の看護及び健康管理
介護職員	16名以上	入居者の日常生活上の介護・援助
機能訓練指導員	1名以上(常勤)	機能訓練計画の作成・実践・評価及び入居者の指導、レクリエーションの計画、実践
介護支援専門員	1名以上(常勤)	施設サービス計画の作成・評価、介護の総合調整、要介護認定更新申請代行等
生活相談員	1名以上(常勤)	入居者の生活指導、入居者又はその家族の相談対応、助言その他の援助、市町村との連携
栄養士	1名以上(常勤)	献立作成、栄養量計算、栄養の評価、入居者の食事管理、栄養ケアマネジメント、嗜好調査、調理員の指導、給食会議の主催
事務職員	1名	庶務及び会計事務

※ 勤務者の員数は、(介護予防)短期入所生活介護の員数も含めています。

〈職員の勤務体制〉

職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯 9：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
医師	週2回（月曜日・木曜日）10：00～12：00の間で診察します。医師の本業の都合により日時が変更する場合あり。
看護職員	正規の勤務時間帯 8：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
介護職員	早朝： 7：00～17：30 日中： 9：00～22：00 夜間： 16：30～翌10：30 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯 9：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 9：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
生活相談員	正規の勤務時間帯 9：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
栄養士	正規の勤務時間帯 9：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。
事務職員	正規の勤務時間帯 9：00～18：00 週休2日 業務の都合により勤務時間が変更する場合あり。

5. 提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

- (1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割(～7割)が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・ご利用者のお食事はご利用者のご希望に応じ提供致します。栄養バランスを考えた食事を提供します。お食事の場所は、食事

を通して生活の楽しみや社会的交流を図ることを基本とします。

(食事時間) 朝 食： 8：00～10：00
昼 食： 12：00～14：00
夕 食： 17：30～19：30

② 入 浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきり等でも特殊浴槽を使用して入浴することが出来ます。
個浴か特殊浴かはご利用者の身体の状態に合わせます。

③ 排 泄

- ・ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の状況に適した、無理のない生活リハビリを行います。

⑤ 健康管理

- ・嘱託医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 整容・着替え

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
個人として尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。一人一人の生活習慣に配慮し、それを支援します。

⑦ 相談及び援助

- ・ご利用者とそのご家族からのご相談に応じます。

〈サービスの利用料金〉

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。入院で7日間を超えた日より退院前日までは居住費(滞在費)・食費の負担は軽減されません。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 特別食

ご利用者本人の希望に基づいて特別な食事を提供します。

② 貴重品の管理

預金通帳、印鑑等の保管サービスをご利用いただけます。ご利用されるか否かは任意です。当施設が指定する笠岡信用組合岡山支店の預金通帳に預け入れられているものを施設で保管します。

③ レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤ 理容・美容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

⑥ 感染症等予防対策

ご利用者の感染症の発生及び蔓延を防止するために、感染対策委員会を設置し、担当者を配置し定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修（年2回以上）、訓練を実施します。

⑦ ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、協力病院以外に通院や入院時には、付き添いをお願いします。
(別表2第18条2) その他費用参照)

⑧ 契約書第22条に定める所定の料金

ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来

の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に
係る料金（1日当たりご利用料金の50%）

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額
に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する
事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

⑨ 特別なサービス

特別なサービスがある場合の利用料については、別途費用
を申し受けます。

※法定外給付の利用料については、予告なく変更すること
があります。

(3) ご利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、請求
いたしますので、翌月の指定日までに下記の方法でお支払い下さ
い。（1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、
利用日数に基づいて計算した金額とします）

① 金融機関口座からの自動引き落としによる

（利用月の翌月20日までに）

② 下記指定口座への振り込み（利用月の翌月末日までに）

笠岡信用組合 岡山支店 普通預金

口座名義 特別養護老人ホーム 健老園

施設長 八木 基

口座番号 2549603

振込み手数料は、契約者のご負担とさせていただきます。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関
において診療・入院治療を受けることができます（但し下記医療機関
での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、
下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません。
またご希望の医療機関への送迎に関しては、ご家族にお願いすること
もあります。）

緊急時は、看護師が嘱託医師の指示の下、責任者となり対応いたし
ます。

①協力医療機関

医療機関の名称	岡山市立せのお病院
所 在 地	岡山市南区妹尾 850 番地
診 療 科	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻科、皮膚科、泌尿器科

②協力医療機関

医療機関の名称	岡山博愛会病院
所 在 地	岡山市中区江崎 456-2 番地
診 療 科	内科/精神科/呼吸器科/消化器科/循環器科/リウマチ科/リハビリテーション科/腎臓内科

③協力医療機関

医療機関の名称	岡山県健康づくり財団附属病院
所 在 地	岡山県岡山市北区平田 408-1
診 療 科	内科、呼吸器科、画像診断センター（放射線科）、リハビリテーション科

④協力歯科医療機関

医療機関の名称	石津歯科矯正歯科クリニック
所 在 地	岡山市北区東花尻 323 番地 1

⑤嘱託医師

医療機関の名称	医療法人 愛喜会 前田医院
所 在 地	岡山市南区妹尾 840 番地 11

6. 施設を退所いただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②要介護度が1または2と判定され、なおかつ特例入居の要件に該当しない場合
- ③ご利用者が連續して3ヶ月を超えて病院に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ④サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ⑤ご利用者の行動が、他のご利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、またご利用者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情

が生じた場合

- ⑥ 当施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑦ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑧ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑨ ご利用者から退所の申し出があった場合
- ⑩ 当施設から退所の申し出を行った場合

(1) ご利用者からの退所の申し出 (契約書第17条18条、参照)
(中途解約・契約解除)

契約の有効期間であっても、ご利用者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 当施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者が入院された場合
- ④ 当施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 当施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 当施設もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、当施設が適切な対応をとらない場合

(2) 当施設からの申し出により退所していただく場合 (契約書第19条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ① 代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従

事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ④ ご利用者が連續して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

ご利用者様が施設ご利用中に、医療機関への入院が必要となった場合の対応は、次のとおりです。

① 検査入院等、7日間以内の短期入院の場合

入院期間が7日以内の場合は、退院後に引き続き当施設をご利用いただけます。

ただし、入院期間中は「外泊時費用」および「居住費」をご負担いただきます。

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

7日以上の入院となった場合は、必要に応じて適切な便宜を図るとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、施設と代理契約人の合意の下で解除させていただく場合があります。

ただし、契約を解除した場合でも、3か月以内に退院された際には、当施設への再入所を優先的に調整いたします。

また、当施設が満室の場合でも、短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的にご利用いただけるよう努めます。

③ 3か月を超える入院の場合

入院期間が3か月を超える場合は、原則として当施設との契約を終了とさせていただきます。

ただし、退院後に再び当施設の利用を希望される場合には、改めて入所申込みをしていただき、空室状況やご利用希望時期などを考慮のうえ、入所の可否を調整いたします。

また、再入所までの間、必要に応じて短期入所生活介護（ショートステイ）等のサービスを利用できるよう支援いたします。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第20条参照）

ご利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により当施設はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

- (1)当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2)身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3)身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - イ)利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ロ)民法458条の2に定める連帯保証人
- (4)前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - イ)連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ロ)前項の連帯保証人の負担は、極度額200万円を限度とします。
 - ハ)連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- ニ)連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）：生活相談員
- 受付時間 : 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 電話番号 : 086-282-8566

(2) その他苦情受付機関

岡山市役所 保健福祉局介護保険課

○所 在 地 岡山市北区鹿田町1丁目1番1号

○受付時間 平日8:30~17:15

○電話番号 086-212-1240

岡山市役所 保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

○所 在 地 岡山市北区大供3丁目1番18号

K S B会館4階

○受付時間 平日8:30~17:15

○電話番号 086-212-1014

岡山県国民健康保険団体連合会

○所 在 地 岡山市北区桑田町17番5号 岡山県国保会館3階

○受付時間 平日8:30~17:00

○電話番号 086-223-8811

(3) サービス内容に関する苦情等相談窓口

第三者委員 吉田茂 (福田地区民生委員)

電話 086-281-3308

坪井和幸

電話 090-7777-4072

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建て

(2) 建物の延べ床面積 3237.00m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔(介護予防) 短期入所生活介護〕

平成16年6月1日指定 岡山市3370106191号

定員4名

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

○ 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

○ 生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

○ 看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしていますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。

○ 機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています。

○ 介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

1名の介護支援専門員を配置しています。

○ 医 師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ (契約書第2条参照)

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくは要介護認定期間内での然るべき期間に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における施設の義務 (契約書第9条参照)

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。

- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦当施設及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者的心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、当施設をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

衣類、日用品、冷蔵庫、テレビ等

(2) 面 会

面会時間 10：00～17：00（但し正面玄関は防犯及び安全上17：00頃に閉めます）

- ※ 当日面会受付時間は10:00～17:00までになります。
- ※ 時間外の面会については、必ずその都度事前にご相談ください。
- ※ なお、来訪の際には、加工の必要な食べ物や、おもちなど喉に詰まりやすいもの、生ものの持ち込みはご遠慮ください。
- ※ 感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や、実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊

（契約書第25条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前に事務所窓口にある外出外泊届けに行き先と帰園時間等をご記入下さい。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に5.（1）に定める「食事に係る自己負担額」は

減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意 (契約書第11条、第12条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○騒音等ほかのご利用者の迷惑になる行為はご遠慮下さい。また、むやみにほかのご利用者の居室等に立ち入らないで下さい。

○施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

(6) 噫 煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(7) 飲 酒

職員との合議にて決定致します。

(8) 洗 灌

当施設にて行います。(特殊素材、毛布等はご利用者負担となります。)

(9) 所持金品の管理

多額の現金及び貴重品は紛失の恐れがありますので、持参しないようお願いします。事務所以外での現金や貴重品につきましては責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 損害賠償について (契約書第13条、14条参照)

当施設において当施設の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、当施設の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

当施設は、ご利用者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 身体拘束等の禁止及び緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合の手続

当施設は、サービスの提供に当たっては、当該ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとし、やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、ご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録するものとする。

9. 虐待防止に関する事項について

当施設は、ご利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供に当たり、当該施設従業者又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

年　　月　　日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム健老園

説明者氏名 署名 : _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福
祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

代理人 住 所

氏 名 印